

## 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」Q&A

平成23年7月策定

平成23年8月追加 (Q.7-15)

平成24年12月追加 (Q.7-2-2)

令和2年10月改正 (Q.10-4)

### 目次

#### 【A. 総論】

- Q.1 このQ&A はどのような位置付けになるのですか。
- Q.2 このガイドライン制定の背景はどのようなものですか。
- Q.3 このガイドラインによる私的整理の対象となる個人の債務者とは、どのような債務者を指すのですか。
- Q.4 このガイドラインによる私的整理と破産手続・民事再生手続といった法的倒産手続とは、どのような点が違うのですか。
- Q.5 法的倒産手続は、このガイドラインとどのような関係にあると考えていますか。
- Q.6 債務者は、このガイドラインを利用するために、取引先の金融機関に事前に相談する必要がありますか。

#### 【B. 各論】

##### (2. 債務整理の準則)

- Q.2-1 『対象債権者』とは、どのような債権者を指すのですか。

##### (3. 対象となり得る債務者)

- Q.3-1 『原子力発電所の事故による影響』も対象となりますか。
- Q.3-2 『東日本大震災の影響を受けた』ことを証明する資料の提出は必要ですか。
- Q.3-3 『既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること』とはどのような状態を指しますか。
- Q.3-4 『弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む）を対象債権者に対して適正に開示している』とはどのような状態を指しますか。
- Q.3-5 『期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りではない』とはどのような状態を指しますか。

Q.3-6 『破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できる』とはどのような状態を指しますか。

Q.3-7 『債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性はある』とはどのような状態を指しますか。

Q.3-8 『反社会的勢力ではなく、そのおそれもない』とは、どのように判断するのでしょうか。

Q.3-9 債務整理の対象となる借入が、カードローン・消費者金融借入のみの場合でも、ガイドラインの利用は可能ですか。

#### (4. 第三者機関)

Q.4-1 『東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関』とは、どのような組織ですか。

#### (5. 債務整理の開始)

Q.5-1 『申出に必要な書類』とはどのような書類ですか。

Q.5-2 『陳述書』には、どのようなことを記載するのですか。

Q.5-3 対象債権者が、このガイドラインによる債務整理に異議を述べられるのは、どのような場合ですか。

Q.5-4 債務整理開始の申出後、状況が変わり、債務整理の対象となっていた債権の全てを弁済することが可能となった場合にはどのような手続が必要ですか。

#### (6. 一時停止)

Q.6-1 『一時停止』は、いつから開始されるのですか。

Q.6-2 一時停止によって維持しなければならない与信残高の範囲を明確にしてください。

Q.6-3 一時停止の期間中の相殺権の行使等の禁止、与信残高維持に例外的取扱いはありませんか。

Q.6-4 一時停止の期間中の追加融資に対し新規・追加で担保を取得することはできますか。

Q.6-5 一時停止の開始日前に例えば売掛債権について担保を設定している場合にはどうなりますか。

Q.6-6 一時停止の期間中の追加融資は優先的に弁済されるのですか。

Q.6-7 追加の設備資金ニーズが発生した場合はどうなりますか。

Q.6-8 債務者が一時停止に違反して債務者が資産処分を行ったり、新債務を負担した場合にはどうなりますか。

Q.6-9 一時停止が解除された場合又は一時停止の期間が終了した場合には、債務整理も終了するのですか。

### (7. 弁済計画案の内容)

Q.7-1 『弁済計画案』の提出は3ヵ月（事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合は4ヵ月）以内とされていますが、提出が遅れた場合にはどうなりますか。

Q.7-2 財産の評価は、『原則として、財産を処分するものとして行う』とありますが、具体的にはどのように行うのですか。

Q.7-2-2 地方公共団体等による被災不動産の買上げが予定されている場合の評価額はいくらになりますか。

Q.7-3 『破産手続による回収の見込み』は、どのようにして算出されますか。

Q.7-4 『公正な価額』とはどのように評価されるものですか。

Q.7-5 『将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者』について、『破産手続による回収の見込みよりも多くの回収が得られる見込みがある』とはどのような場合を指しますか。

Q.7-6 『(将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者)に該当しない債務者』とは、どのように判断しますか。

Q.7-7 『将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者』が、保有する全ての資産（破産法における自由財産を除きます。）を処分・換価して弁済をすること（処分・換価の代わりに「公正な価額」に相当する額を弁済することを含みません。）で、その余の債務について免除を受けることは可能ですか。

Q.7-8 保有する資産を換価・処分して弁済に充てる内容の弁済計画案とする場合、債務者は、全財産を手放す必要があるのですか。

Q.7-9 保有する資産を換価・処分して弁済に充てる内容の弁済計画案とする場合、「20万円未満」の債権者は、常に対象債権者にはならないのですか。

Q.7-10 個人事業主は、経営者責任を問われますか。

Q.7-11 『債務免除の効果が遡及的に消滅』するのはどのような場合ですか。

Q.7-12 『債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合』とはどのような場合を指しますか。

Q.7-13 保証人に対して、『保証履行を求めることが相当と認められる場合』とはどのような場合ですか。

Q.7-14 保証人と締結した保証契約自体の効力が無効となるということですか。

Q.7-15 弁済計画成立の前後において、債務者区分はどのようにになると考えられますか。

#### (8. 弁済計画案の確認報告)

Q.8-1 『報告書』は誰が作成するのですか。

Q.8-2 『報告書』には、どのようなことが記載されるのですか。

#### (9. 弁済計画の成立)

Q.9-1 大部分の対象債権者が弁済計画案に賛成したが、一部の対象債権者の同意が得られないときはどうなるのですか。

Q.9-2 債務者による弁済計画案及び報告書の説明は具体的にはどのようにして行われますか。

Q.9-3 債権者による弁済計画案に対する同意又は不同意の意見表明はどのようにして行いますか。

Q.9-4 弁済計画の成立又は不成立はどのようにして知ることができますか。

#### (10. その他)

Q.10-1 『債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更等について協議を行い、適切な措置を講じるものとする』とありますが、債務者と連絡が取れない場合や債務者が協議の求めに応じない場合にはどのような手段が取れますか。

Q.10-2 債務者に対して、弁済計画の実施状況の報告を求めることは可能ですか。

Q.10-3 ガイドラインによる債務整理を行った債務者について、信用情報登録機関に報告、登録は行いますか。

Q.10-4 このガイドラインに適用期限はありますか。

## 【A. 総論】

Q.1 このQ&A はどのような位置付けになるのですか。

A. 具体的な実務を行う上で留意すべきポイントを「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」において取りまとめたものです。

なお、このQ&Aの改訂や新たなQ&Aの作成は、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関において行われることとなります。

Q.2 このガイドライン制定の背景はどのようなものですか。

A. 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいいます。以下同じ。）の影響による個人のいわゆる二重債務問題について、本年6月に、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められ、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するための環境の整備が求められました。

このような経緯から、個人の私的整理に関する基本的考え方を整理し、私的整理の進め方、対象となる債務者、弁済計画案の内容等についての関係者の共通認識を醸成するために、本年7月に「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足し、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を取りまとめました。

Q.3 このガイドラインによる私的整理の対象となる個人の債務者とは、どのような債務者を指すのですか。

A. このガイドラインは、東日本大震災の影響により住宅ローンや事業性ローン等の既往債務（東日本大震災以前に負担していた債務をいいます。以下同じ。）の弁済に困難を来している個人の債務者の生活の再建又はその営む事業の再建・継続を目的として策定されたものでありますので、まず住居・勤務先等の生活基盤や事業所等の事業基盤などが東日本大震災で影響を受けたことが前提となります。

このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる個人の債務者は、以下のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む。）を対象債権者に対して適正に開示していること。
- (3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、

期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。

- (4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
- (5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- (6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- (7) 破産法 252 条第 1 項（第 10 号を除く。）に規定される免責不許可事由に相当する事実がないこと。

なお、「東日本大震災の影響」には、福島原子力発電所事故や長野県北部地震等の続発地震による影響も含まれると考えます。また、債権者数による制限はなく、債権者が 1 名の場合でも活用が可能です。

【関連条文：第 3 項】

Q.4 このガイドラインによる私的整理と破産手続・民事再生手続といった法的倒産手続とは、どのような点が違うのですか。

- A. 破産法、民事再生法などに基づく法的倒産手続は、裁判所において法律の定めに従い行われる手続ですが、私的整理は、関係当事者の合意により債務を整理していく手続であるため、一定の方式は存在しません。そのため「任意整理」ともいわれております。
- このガイドラインによる私的整理は、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することとなった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき、弁済額等において法的倒産手続と整合性を図りつつ、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とするものです。

【関連条文：第 1 項】

Q.5 法的倒産手続は、このガイドラインとどのような関係にあると考えていますか。

- A. 債務整理の申出に対して対象債権者からの異議が述べられた場合、又は弁済計画案に対する全ての対象債権者からの同意が得られないことにより、このガイドラインによる弁済計画が成立しなかった場合に、債務者の状況等に照らし、破産手続や民事再生手続を利用することが相当なときは、法的倒産手続を利用することが考えられます。

Q.6 債務者は、このガイドラインを利用するために、取引先の金融機関に事前に相談する  
必要がありますか。

A. このガイドラインによる債務整理の成立の見込み等について、事前に対象債権者となる  
であろう取引先の金融機関と相談することは有益であると考えられますので、基本的  
には、事前に相談することが推奨されますが、事前の相談が義務付けられるものではあ  
りません。



## 【B. 各論】

### (2. 債務整理の準則)

Q.2-1 『対象債権者』とは、どのような債権者を指すのですか。

A. 『対象債権者』とは、弁済計画が成立した場合に、それにより権利を変更されることが予定されている債権者であり、その範囲は、主として金融機関等の債権者である銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合・漁業協同組合・政府系金融機関・信用保証協会・農業信用基金協会等及びその他の保証会社・貸金業者（貸金業法第 43 条によって貸金業者とみなされる、みなし貸金業者も含まれます。）・リース会社並びにクレジット会社のほか、既存の債権者から債権の譲渡を受けた債権回収会社（サービサー）なども含まれます。

また、『このガイドラインに定める場合』及び『その他相当と認められるとき』は、金融機関等以外の債権者も含まれます。

なお、『このガイドラインに定める場合』とは、債務整理の申出の時点において保有する自由財産を除く全ての資産を換価・処分して弁済に充てる内容の弁済計画案を作成する場合を指します。また、『その他相当と認められるとき』とは、債権額等により対象債権者に含めることが妥当である場合等が考えられ、そうした場合、例えば、住宅貸付を行う共済組合や、取引債権者等も含まれます（但し、これらに限られません。）。

【関連条文：第 2 項（2）、第 5 項（5）】

### (3. 対象となり得る債務者)

Q.3-1 『原子力発電所の事故による影響』も対象となりますか。

A. 原子力発電所の事故の影響を受けた場合も対象となりますが、その影響により当該債務者が既往債務の弁済ができないか否か又は近い将来に既往債務の弁済ができないことが確実と見込まれるか否かの判断にあたっては、一般に、事故による損害の賠償等による回復又はその蓋然性も考慮されるものと考えられます。

また、原子力発電所の事故に関して生ずる損害賠償等の各種の請求権（将来の請求権を含みます。）は、これが破産手続において自由財産とされる場合（自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる場合を含む。）を除き、弁済計画案において、対象債権者に対する弁済の原資となるものと考えられます。

【関連条文：第 3 項（1）】

Q.3-2 『東日本大震災の影響を受けた』ことを証明する資料の提出は必要ですか。

A. 債務整理の申出の直後に必要書類の一つとして、提出する必要があります。

また、『東日本大震災の影響』については、直接的なものと間接的なものが考えられます。

直接的なものとしては、地震・津波により、家屋が倒壊損壊又は流失した、事業者については、事業所や事業設備等が損壊又は流失した、原子力発電所の事故による営業損害等を受けたなどが考えられます。また、間接的なものとしては、勤め先が被災したことにより、失業した又は給料が下がった、事業者については、取引先や顧客が被災したことにより、売上が減少したなどが考えられます。

震災による影響に関しては、例えば、原則として、次のような資料の提出が必要となりますが、次に該当する資料がない場合でも、債務者が東日本大震災の影響により既往債務を返済できないこと又は近い将来において返済できないことが確実と見込まれることが確認できれば、ガイドラインの対象となる債務者に含まれます。

(1) 家屋、事業所、事業設備等が損壊又は流失した場合

⇒ 被災証明書、被災証明書等\*

(2) 勤務先等が被災したことにより、収入又は売上げが減少した場合

⇒ 勤務先等の被災証明書、被災証明書等\*、過去の給与明細等

\*合理的な事由により公文書等がない場合、債務者は、陳述書に、必要事項を記載して、債権者に提出することも可とします。

【関連条文：第3項（1）】

Q.3-3『既往債務を返済することができないこと又は近い将来において既往債務を返済することができないことが確実と見込まれること』とはどのような状態を指しますか。

A. 『既往債務を返済することができない』とは、債務者が資力を欠いているために、東日本大震災の発生前から負担している既往債務について、特定の債務だけでなく、その他の債務全般についても、約定どおりの返済ができない状態であって、その上、そのような状態が以後も継続する状態をいい、破産手続における「支払不能」の状態を指します。

『近い将来において既往債務を返済することができないことが確実と見込まれる』とは、現時点では約定どおりの返済ができていたものの、債務者が資力を欠いているために、近い将来、特定の債務だけでなく、その他の債務全般について返済できなくなることが、確実に見込まれる状態をいい、民事再生手続における「支払不能のおそれ」に相当する状態を指します。

上記の状態かどうかは、債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断されますが、例えば、収入が途絶えて、就労の見通しが立たず、債務全般の返済ができなくなった場合や、就業していても、収入が減少し、地域における一般的な生計費等を考慮した家計収支の状況等から、債務全般の返済ができなくなった場合等は『既往債務を返済することができない』場合に該当し、これらの場合で、貯蓄等により当面は約定どおりの返済が可能であっても、近い将来に返済ができなくなることが明らかである場合は、『近い将来において既往債務を返済することができないことが確実と見込まれる』場合に該当するものと考えられます。

なお、生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義援金については、これらを差押禁止財産とする立法措置が検討されていること、生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金については、性質上の差押禁止債権と考え、自由財産として取り扱う裁判所の実務運用もあることなどから、これらを債務者の資産に含めてその返済能力を判断することは、適当ではないと考えられます。

【関連条文：第3項（1）】

Q.3.4『弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む）を対象債権者に対して適正に開示している』とはどのような状態を指しますか。

A. 債務者に、このガイドラインの要件を満たす弁済計画案を作成し、履行する意思があり、債務整理の申出後直ちに対象債権者に対して提出する財産目録及び債権者一覧表の各記載に虚偽がない状態を指します。

従って、債務整理の申出書、財産目録及び債権者一覧表において、その各記載に虚偽があると認められる特段の事情がない限り、この要件を満たすものと考えられます。

【関連条文：第3項（2）、第7項（3）】

Q.3.5『期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りではない』とはどのような状態を指しますか。

A. 東日本大震災が発生する以前において、当該債務者に延滞等の期限の利益喪失事由に該当する事象が発生していなかったことを指します。なお、期限の利益の喪失事由に該当する事象が発生していた場合でも、当該対象債権者が同意する場合には、ガイドラインの対象となる債務者に含まれます。

【関連条文：第3項（3）】

Q.3.6『破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できる』とはどのような状態を指しますか。

A. 『破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込み』とは、『対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できる』場合の典型例を例示したものであり、このガイドラインによる債務整理の開始段階で、将来収入又は将来収益から弁済を行う弁済計画において、民事再生手続と同等額以上の回収ができそうであること、あるいは現在の資産を処分・換価して弁済を行う弁済計画において、破産手続と同等の回収ができそうであることなどが具体的に認められなければならないものではありません。

この要件は、債務整理の申出の時点において、対象債権者にとって経済合理性のある弁済計画案の作成が明らかに見込めない場合には、弁済計画成立の見込みがないことが明らかであることから、このような場合に該当しないことを確認するためのものです。

もちろん、弁済計画案が作成された段階においては、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関の作成する報告書において、弁済計画案の内容に応じて、破産手続との比較（破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるか）を具体的に確認することとされております。

【関連条文：第3項（4）、第7項（2）①ロ・②ロ、第8項（2）⑤】

Q.3-7『債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性がある』とはどのような状態を指しますか。

A. 一般に、その事業に収益性や将来性があることを指します。

債務者が債務整理の申出後直ちに提出する必要書類の記載において、虚偽の記載があると認められる又は東日本大震災前の事業の状況に照らして要件に該当しないことが明らかである等の特段の事情がない限り、この要件を満たすものと考えられます。

もっとも、この要件は、弁済計画案の内容が明らかになるまでは、最終的に判断できない可能性もあるため、対象債権者は、申出に対する異議を述べなかった場合でも、弁済計画案への同意を義務付けられるものではありません。

【関連条文：第3項（5）、第7項（2）②】

Q.3-8『反社会的勢力ではなく、そのおそれもない』とは、どのように判断するのでしょうか。

A. 債務者から提出される申出書や必要書類の記載内容と対象債権者において保有している情報をもとに総合的に判断するものと考えられます。

【関連条文：第3項（6）】

Q.3-9 債務整理の対象となる借入が、カードローン・消費者金融借入のみの場合でも、ガイドラインの利用は可能ですか。

A. 東日本大震災の影響により既往債務を返済できないなどの場合は、利用が可能と考えられます。なお、債務整理の対象となる借入には、車のローン、家のリフォームローン等も含まれます。

ただし、破産手続における免責不許可事由（破産法第252条第1項第10号を除きます。）に相当する事実がある場合など、対象となる債務者の要件を満たさない場合もあり得ます。

【関連条文：第1項、第3項（1）・（7）】

#### (4. 第三者機関)

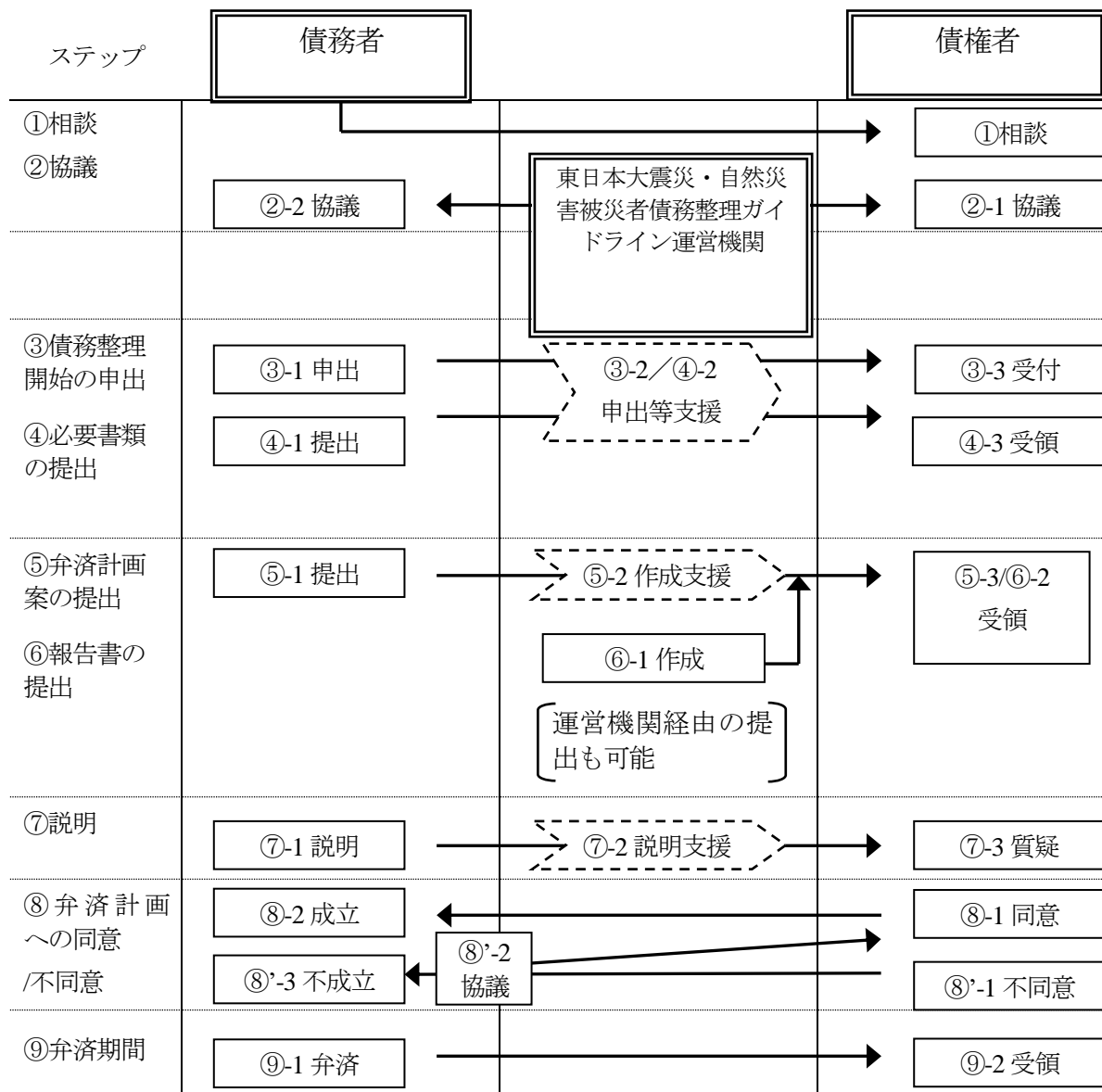
Q.4-1『東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関』とは、どのような組織ですか。

A. 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関は、このガイドラインに基づく手続を、債権者又は債務者の代理人としてではなく、利害関係のない中立かつ公正な立場からの的確かつ円滑に実施するための第三者機関として、全国銀行協会等が設立する一般社団法人です。

このガイドラインの運用における『東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関』が担う役割及び業務は、以下の通りです。

- ・ 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
- ・ 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
- ・ 債務整理の開始の申出及び対象債権者に対して提出する必要書類の提出の支援
- ・ 弁済計画案の作成の支援（債権者の意向確認を含む。）
- ・ 報告書の作成
- ・ 弁済計画案の説明等の支援（債権者間の調整を含む。）
- ・ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ&A等の作成及び改訂等
- ・ その他、このガイドラインによる債務整理の的確又は円滑な実施のために必要な業務

【関連条文：第4項、第5項（2）、第7項（1）、第8項、第9項（1）】



### (5. 債務整理の開始)

Q.5-1 『申出に必要な書類』とはどのような書類ですか。

A. 債務整理開始の申出に際しては、申出書のほかに、以下の書類を申出後直ちに債務者から提出を受けます。

- ①住民票の写し（ただし、本籍地の記載のあるもの）
- ②陳述書及び添付資料（給与明細書・源泉徴収票・課税証明書の写し等）
- ③財産目録及び添付資料（預貯金通帳・証書の写し等）

- ④債権者一覧表
- ⑤家計収支表（直近2ヵ月）
- ⑥事業収支実績表（直近6ヵ月、事業者の場合）
- ⑦り災証明書、被災証明書等

【関連条文：第5項（1）・（2）】

Q.5-2 『陳述書』には、どのようなことを記載するのですか。

- A. 所定の書式によって、債務者が、その職業・収入の状況や、債務整理の申出をするに至った事情（債務の返済ができない理由について、震災に伴う被災の状況等の説明）のほか、『対象となり得る債務者』に係る要件への適合性に関する事項（期限の利益喪失事由に該当する行為の有無等）などを記載します。

Q.5-3 対象債権者が、このガイドラインによる債務整理に異議を述べられるのは、どのような場合ですか。

- A. 対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、債務者及び債権者一覧表に記載される他の全ての対象債権者に対して異議理由を明記した書面を同時に発送することにより、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができます。

① 債務者が、対象となり得る債務者の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合

② 債務者が一時停止の期間中における債務者の義務に違反したことが判明した場合

③ 必要書類に明らかな不備があるにも係わらず相当な期間内に補正されない場合

上記①の「明らかである場合」とは、例えば、対象債権者における過去の取引データから、延滞実績がある場合、勤務先等の被災状況が、実態掌握内容と異なる場合などが考えられます。

また、上記③に該当する場合は、「債務整理の申出の翌日から起算して45日以内」に異議を述べることが必要とされています。

その他の場合については、期限は設けられておらず、45日を経過した場合でも可能ですが、弁済計画案に同意した場合には、その後異議を述べることが出来ません。

【関連条文：第5項（4）】

Q.5-4 債務整理開始の申出後、状況が変わり、債務整理の対象となっていた債権の全てを弁済することが可能となった場合にはどのような手続が必要ですか。

- A. 債務者は速やかに「弁済が可能となった」旨を全ての対象債権者に対して連絡のうえ、債務整理の開始の申出を取り下げる必要があります。申出が取り下げられた場合、一時停止はその時点で終了します。

## (6. 一時停止)

Q.6-1 『一時停止』は、いつから開始されるのですか。

A. このガイドラインにおいては、債務者による財産の処分や対象債権者に対する弁済を禁止することで、弁済計画に基づいた債務整理を円滑に進めることを目的に、一時停止を開始させることとしています。一時停止の期間中は、債務者・債権者ともに、ガイドラインに記載の行為が禁止されます。

一時停止は「申出書」受領時より開始され、いずれかの対象債権者より異議が述べられた時点、又は一時停止の開始日から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立によりこのガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日に終了します。

ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができます。

【関連条文：第5項(3)・(4)、第6項(2)】

Q.6-2 一時停止によって維持しなければならない与信残高の範囲を明確にしてください。

A. 維持すべき対象は、ローン・カードローン・手形貸付・証書貸付・当座貸越などの対象債権者が当該債務者に対して有する債権の残高です。元本の約定弁済を受けることやその弁済を請求することはできません。約定利息の支払の取扱いについては、想定される弁済計画案や事案によって異なるものと考えられます。

【関連条文：第6項(1)③】

Q.6-3 一時停止の期間中の相殺権の行使等の禁止、与信残高維持に例外的取扱いはありませんか。

A. 一時停止の期間中、対象債権者は相殺等の行為が禁止されることとなりますが、一方で、国税等による債務者の預金等に対する差押が行われる場合があります。その場合まで、相殺権の行使等を禁止しているわけではありません。

また、一時停止の期間中に、対象債権者が保証会社に代位弁済請求を行い、保証会社から代位弁済を受けることはガイドラインにおいて認められています。保証会社との関係においては、期限の利益を喪失したものとして扱うことは妨げられず、代位弁済に伴い通常の業務として預金との相殺を行っている場合には、そのような相殺権の行使まで禁止されているものではないと考えられます。

なお、代位弁済を行った保証会社は、対象債権者となりますので一時停止を遵守するものとされています。



【関連条文：第6項（1）③】

Q.6-4 一時停止の期間中の追加融資に対し新規・追加で担保を取得することはできますか。

A. 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額範囲内で、その定めた方法により必要に応じて行うものとなります。

したがって、追加融資を行う債権者は全ての対象債権者の同意を受けて、債務者より新規又は追加の担保を徴求することができます。

【関連条文：第6項（3）】

Q.6-5 一時停止の開始日前に例えば売掛債権について担保を設定している場合にはどうなりますか。

A. 一時停止の期間中は、対象債権者は「与信残高」を維持しなければならないので、弁済期限が到来した担保として取得した売掛金の回収金を弁済に充てることはできません。

そうすると一時停止の期間中に担保の対象となっている売掛金が回収などによって減額しますので、債務者に新たに発生した売掛金債権を消滅した売掛金の代わり担保として差し入れさせるなど、担保権者に不利にならないような措置をとる必要があります、このような追加担保設定までは禁止されません。

【関連条文：第6項（3）】

Q.6-6 一時停止の期間中の追加融資は優先的に弁済されるのですか。

A. 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行われるものとされており。

追加融資による融資金は、一時停止の対象となる与信残高から除外されますので、対象債権者が有する既存の債権とは異なり、約定に従って随時返済されることとなります。

【関連条文：第6項（3）】

Q.6-7 追加の設備資金ニーズが発生した場合はどうなりますか。

A. 設備資金融資も、全ての債権者の同意を得られれば、可能です。

【関連条文：第6項（3）】

Q.6-8 債務者が一時停止に違反して債務者が資産処分を行ったり、新債務を負担した場合にはどうなりますか。

A. 一時停止の期間中に債務者が、全ての対象債権者が同意した場合ではないのに、又は

通常の生活又は業務の過程で行う場合ではないのに、資産処分を行ったり、新債務を負担したことが判明した場合は、対象債権者は、債務整理に異議を述べることができます。これにより、その時点から一時停止は解除されることとなります。

【関連条文：第5項（4）②、第6項（1）①・②】

Q.6-9 一時停止が解除された場合又は一時停止の期間が終了した場合には、債務整理も終了するのですか。

A. 一時停止が解除された場合や一時停止の期間が終了した場合（弁済計画が成立した場合を除きます。）は、このガイドラインに基づく債務整理は終了することになります。

## （7. 弁済計画案の内容）

Q.7-1 『弁済計画案』の提出は3ヵ月（事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合は4ヵ月）以内とされていますが、提出が遅れた場合にはどうなりますか。

A. 債務者は、必要があるときは、全ての債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3ヵ月を超えない範囲で延長することが出来ます。弁済計画案の提出期限の延長に伴い、一時停止の期間の変更が必要になる場合が多いと考えられますが、このような場合には、債務者による延長が相当性を欠くものでない限り、一時停止の期間を変更する『必要があるとき』に該当するものとして、対象債権者は、一時停止の期間の変更に合意することが適当であると考えられます。

仮に、債務者から弁済計画案の提出期限の延長に係る通知がなく、弁済計画案が提出期限を経過しても提出されない場合、又は通知により延長した期限を超えても弁済計画案の提出が行われない場合には、対象債権者より債務者（東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関経由で債務整理開始の申出が行われた場合は東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関）へ提出要請を行ってください。それでもなお弁済計画案が提出されない場合には、一時停止の期間の終了をもって、又は一時停止の期間の終了前であっても、弁済計画案が提出される見込みがないことが明らかなる場合は、全ての対象債権者による協議の上、債務者（東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関経由で債務整理開始の申出が行われた場合は東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関）に対する通知をもって、このガイドラインによる債務整理は終了します。

【関連条文：第6項（2）、第7項（1）】

Q.7-2 財産の評定は、『原則として、財産を処分するものとして行う』とありますが、具体的にはどのように行うのですか。

A. 財産の評定は、債務整理の申出時に、財産を処分するものとして行われるものとし、その基準は、法的倒産手続における処分価額での財産の評定の運用に従うことが考えられます。

【関連条文：第7項（2）①イb】

Q.7-2-2 地方公共団体等による被災不動産の買上げが予定されている場合の評定額はいくらになりますか。

（平成24年12月追加）

A. 『買上代金』です。

【関連条文：第7項（2）①イb】

Q.7-3 『破産手続による回収の見込み』は、どのようにして算出されますか。

A. 破産手続による回収の見込みは、財産目録に記載された債務者の申出時点の財産（破産手続において自由財産とされるものを除く。）を、処分価格により評定した結果をもとに、算定されるものと考えられます。

【関連条文：第7項（2）①ロ】

Q.7-4 『公正な価額』とはどのように評定されるものですか。

A. 『公正な価額』とは、適切な評価基準日を設定して、財産を処分するものとして評価するものとし、基本的には、Q7-2と同じ価額となるものと考えられます。

【関連条文：第7項（2）①ハ】

Q.7-5 『将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者』について、『破産手続による回収の見込みよりも多くの回収が得られる見込みがある』とはどのような場合を指しますか。

A. 債務者が破産手続を行った場合の回収見込み（清算価値）よりも多くの弁済が、分割弁済の方法によりなされることを指します。分割返済による具体的な弁済額については、弁済計画案において、債務者の資力等を勘案して定められ、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関の作成する報告書において、弁済額の合理性・実行可能性等が確認・記載されます。

【関連条文：第7項（2）①ロ、第8項（2）③・④】

Q.7-6『(将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者) に該当しない債務者』とは、どのように判断しますか。

- A. 債務者が置かれている環境（本人のバックグラウンド等）を考慮して、新たに就業して継続的に又は反復して収入を得る見込みがある状態であるかどうかなどが判断の目安になると考えられます。

【関連条文：第7項（2）①ハ】

Q.7-7『将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者』が、保有する全ての資産（破産法における自由財産を除きます。）を処分・換価して弁済をすること（処分・換価の代わりに「公正な価額」に相当する額を弁済することを含みます。）で、その余の債務について免除を受けることは可能ですか。

- A. ガイドラインでは、『将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない』として、このような弁済計画案とすることを認めております。

【関連条文：第7項（2）①ハ】

Q.7-8 保有する資産を換価・処分して弁済に充てる内容の弁済計画案とする場合、債務者は、全財産を手放す必要があるのですか。

- A. 債務者は、破産手続において「自由財産」と扱われる財産を手元に残すことが可能です。具体的には、例えば、次のような財産が「自由財産」に該当します。
- ① 債務整理の申出後に、新たに取得した財産
  - ② 差押禁止財産（生活に欠くことのできない家財道具等）
  - ③ 現金（上限があります）
  - ④ 破産法第34条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産
- 生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義援金については、基本的に、②又は④に該当するものとして、債務者の手元に残すことが可能になると考えられます。
- また、財産を換価・処分しない代わりに、公正な価額に相当する額を弁済する場合には、債務者は、その財産を手元に残すことが可能です。

【関連条文：第7項（2）①ハ】

Q.7-9 保有する資産を換価・処分して弁済に充てる内容の弁済計画案とする場合、「20万円未満」の債権者は、常に対象債権者にはならないのですか。

- A. 20万円未満の債権者も、債権者間の合意により、対象債権者となることがあります。例えば、20万円未満の債権者の数が多い場合などは、これらの全ての債権者に対して全額を弁済すると、対象債権者に対する弁済原資が減り、対象債権者に対して破産手続による回収の見込みを下回る弁済しかできず、このガイドラインに適合した弁済計画案が作成できなくなるおそれがあることから、このような場合には、破産手続による回収の見込みを下回ることがないように、20万円未満の債権者も対象債権者として、全額を弁済せずに、債務免除を受けることが相当であると考えられます。

【関連条文：第7項（2）①ハ】

Q.7-10 個人事業主は、経営者責任を問われますか。

- A. 個人事業主である債務者が、既往債務の弁済ができない等の状態となった原因は、東日本大震災の影響であることから、経営者責任は求められません。

【関連条文：第7項（2）②】

Q.7-11 『債務免除の効果が遡及的に消滅』するのはどのような場合ですか。

- A. 例えば、弁済計画の成立後、弁済計画に従った弁済期間中に、債務者が『対象となり得る債務者』の要件（ただし、ガイドライン第3項（4）及び（5）を除く）のいずれかを充足しないことが判明した場合又は財産目録に記載の財産以外に、時価20万円以上の資産を有していることが判明した場合等には、債務免除の効果が遡及的に消滅することとなります。

なお、この債務免除の効果の消滅は、債務者による不正を防止するための確認的事項であり、弁済計画を履行できない場合に適用されるものではありません。

【関連条文：第3項、第7項（3）②】

Q.7-12 『債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合』とはどのような場合を指しますか。

- A. 例えば、実質的な平等を図るために、債務者に対する関与度合、取引状況等を考慮して、債権者の間に差を設ける場合などが考えられます。

【関連条文：第7項（4）】

Q.7-13 保証人に対して、『保証履行を求めることが相当と認められる場合』とはどのような場合ですか。

- A. 主たる債務者が通常想定される範囲を超えた未曾有の大震災という不可抗力により、主たる債務を履行できないことを考慮すると、その保証人に不測の負担を強いることがないように、「保証履行を求めることが相当と認められる場合」を除き、保証履行を求

めないことが適当であると考えられます。

「保証履行を求めることが相当と認められる場合」に該当するか否かは、①保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人との関係、保証による利益・利得をどの程度どのような経緯で得ていたか等を考慮した保証人の責任の度合いや、②保証人の資産、収入、震災による影響の有無等を考慮した生活実態を踏まえて判断される保証人の履行能力、等の個別具体的な事情を総合的に勘案して判断されることとなります。

なお、上記①の保証人の責任の度合いに関しては、

- ・ 主たる債務者の信用力のみでは融資が受けられなかったことから、主たる債務者の近親者が自ら申し出て、保証による信用力の補完を行っているのか
- ・ 個人事業主の経営に関与している配偶者、後継者等が保証を行っているのか
- ・ 保証人が対価を得て（多少の謝礼等を主たる債務者から受け取っている場合は除く。）、保証を行っているのか

上記②の保証人の履行能力に関しては、

- ・ 保証人に一定の収入や資産があり、保証履行を求めても生活に支障が生じるなどの事情がないか
- ・ 保証人も震災による影響を受け、或いは高齢等で就労による収入がなく、地域における一般的な生活水準の維持に必要な資産を有するのみであるのか

といった事情を勘案することになるものと考えられます。

【関連条文：第7項（5）】

Q.7-14 保証人と締結した保証契約自体の効力が無効となるということですか。

A 既往の保証契約の効力が直ちに否定されるものではありません。

もともと、このガイドラインでは、『「保証履行を求めることが相当と認められる場合」を除き、保証履行を求めない』こととされているため、保証履行を求めない場合には、対象債権者と保証人との間で保証契約の解除又は保証債務の免除が行われるものと考えられます。

【関連条文：第7項（5）】

Q.7-15 弁済計画成立の前後において、債務者区分はどのようになると考えられますか。

(平成23年8月追加)

A. 当ガイドラインの「対象となり得る債務者」は、「住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済できないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれていること」が要件になっていることから、債務者からの債務整理の申出以降、弁済計画成立前までの間は、破綻懸念先に該当している場合が一般的であると考えられます。

これに対して、弁済計画成立後においては、「金融検査マニュアル」の要注意先のセーフハーバールールとして次のように記載されており、以下の要件を基本的に満たして

いると考えられることから、原則として要注意先と判断して差し支えないものと考えられます。

「金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。

(略)

イ. 経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと（注）。

(略)

(注) なお、東北地方太平洋沖地震の影響により突発的に左記に該当することとなった債務者については、当該影響を勘案し、計画期間について5年を超える合理的期間に延長して差し支えない。

ロ. 計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が原則として正常先となる計画であること。ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が要注意先であっても差し支えない。

(略)

ハ. 全ての取引金融機関等（被検査金融機関を含む）において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できること。

(略)

ニ. 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。

ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。

(略)

なお、ガイドライン7(2)②「債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合」については、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。」とされており、また金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）において、中小・零細企業等については、「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」が策定されている場合には、

「当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない」とされています。

また、ガイドライン7(2)①「債務者が非事業者（住宅ローン等の債務者）又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合」においても、『平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について』に関するよくあるご質問（FAQ）」において、成立した弁済計画について、原則、「実現可能性の高い抜本的な計画」と同様に取り扱っても差し支えない旨が記載されています。

## （8. 弁済計画案の確認報告）

Q.8-1 『報告書』は誰が作成するのですか。

A. 報告書は、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関が作成するものとされ、その作成にあたっては、同機関に登録される弁護士、公認会計士又は税理士（『弁護士等』）がその作成作業を行うこととされています。

ただし、弁済計画案に債務の減免を要請する内容が含まれている場合は、作成者に弁護士が含まれなければなりません。

また、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に登録される弁護士等の専門家は、あくまでも、債権者又は債務者の代理人という立場ではなく、利害関係のない中立かつ公正な第三者という立場で、対象債権者と債務者との間の私的整理の成立に向けて、弁済計画案の作成等の支援を行うことを任務とするものであることから、これらの支援を行った弁護士等が、報告書を作成することも妨げられないと考えられます。

【関連条文：第8項（1）】

Q.8-2 『報告書』には、どのようなことが記載されるのですか。

A. 所定の様式によって、債務者が『対象となり得る債務者』の要件に該当しているか否かや弁済計画案の内容がガイドラインに適合しているか否か等（要件に該当しない場合やガイドラインに適合していない場合等には、その旨）が記載されます。

なお、『破産手続との比較』とは、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるかどうかを指します。

【関連条文：第8項（2）・（3）】

## （9. 弁済計画の成立）



Q.9-1 大部分の対象債権者が弁済計画案に賛成したが、一部の対象債権者の同意が得られないときはどうなるのですか。

A. 私的整理には強制力がありませんし、多数決で決めることはできませんから、同意しない対象債権者を拘束することはできません。弁済計画は対象債権者全員の同意をもって成立しますので、全ての対象債権者の同意が得られない場合には、このガイドラインによる債務整理は不成立によって終了します。

【関連条文：第9項（3）・（4）】

Q.9-2 債務者による弁済計画案及び報告書の説明は具体的にはどのようにして行われますか。

A. 弁済計画案の説明等は、全ての対象債権者に対して、同日中に行うこととされています。対象債権者が単独又は少数であれば面談ないしは書面のいずれかの方法が適していると考えられますが、対象債権者が複数又は点在している場合等は、対象債権者が書面による説明等に同意する場合を除き、対象債権者が一堂に会する債権者説明会の開催が現実的であると考えられます。

【関連条文：第9項（1）】

Q.9-3 債権者による弁済計画案に対する同意又は不同意の意見表明はどのようにして行いますか。

A. 同意又は不同意の意見表明は、弁済計画案の説明等がなされた日から1ヵ月以内に債務者宛に書面により行います。弁済計画案の説明等を弁護士等が支援している場合には、「東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関」宛に送付することも可能です。

【関連条文：第9項（2）】

Q.9-4 弁済計画の成立又は不成立はどのようにして知ることができますか。

A. 債務者は、全ての対象債権者から、弁済計画案に同意する旨の書面を受領した場合には、速やかに全ての対象債権者に対し、弁済計画が成立した旨を書面にて連絡することになります。また、全ての対象債権者から同意を得られず、その後の弁済計画案の変更などの措置を講じた場合においても同意を得られない場合には、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了するため、債務者は全ての対象債権者に対し不成立にて終了した旨を書面にて連絡することになります。

【関連条文：第9項（3）・（4）】

## (10. その他)

Q.10-1 『債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更等について協議を行い、適切な措置を講じるものとする』とありますが、債務者と連絡が取れない場合や債務者が協議の求めに応じない場合にはどのような手段が取れますか。

- A. 債務者が弁済計画を履行できないこと（初期延滞の発生）のみをもって期限の利益を喪失させることはガイドラインにおける適切な対応とはいえません。しかしながら、その後債務者と連絡が取れない、債務者が協議の求めに応じない場合等には、期限の利益を喪失させることになると考えられます。

【関連条文：第10項（1）】

Q.10-2 債務者に対して、弁済計画の実施状況の報告を求めることは可能ですか。

- A. 一般に、弁済計画の実施状況は、入金状況により対象債権者において確認できると考えられますが、例えば、個人事業主である債務者に係る収支計画の進行状況の確認が必要と認められる場合等には、弁済計画に定めを置き、弁済計画に従い、債務者に報告を求めることも妨げられないと考えられます。

【関連条文：第10項（1）】

Q.10-3 ガイドラインによる債務整理を行った債務者について、信用情報登録機関に報告、登録は行いますか。

- A. このガイドラインに基づく債務整理の対象となった債務者は、東日本大震災の影響によって、本人に帰責事由がなく、既往債務を弁済できないなどの債務者です。

このような事情を踏まえ、ガイドラインによる債務整理を行った債務者について、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報（代位弁済に関する情報を含む。）を、信用情報登録機関に報告、登録は行いません。

なお、債務者が弁済計画を履行できずに、債務者及び全ての対象債権者による協議・適切な措置が取られてもなお、弁済計画が履行されず信用情報登録機関への報告事由が発生した場合には、信用情報登録機関への報告・登録を行うこととなります。

【関連条文：第10項（2）】

Q.10-4 このガイドラインに適用期限はありますか。

- A. このガイドラインによる債務整理開始の申出は、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関又は個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会を構成する関係者において、協議を行い、令和3年3月31日を期限とすることとしました。

なお、Q.3 について個人の債務者は令和 3 年 4 月 1 日より、平成 27 年 12 月に制定された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用対象となります。

以上